

謝金細則

(目的)

第1条 この細則は、中央事務局規程第6条第2号及び第16号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) JMLA コア研修・JMLA 学術集会・JMLA-CE コース講師等の謝金
- (2) 図書館総合展フォーラム講師等の謝金
- (3) JMLA 学術集会以外の JMLA-CE コース講師等の謝金
- (4) 非会員の評議員又は委員会委員の謝金
- (5) 刊行物の執筆謝金

(源泉税の徴収)

第3条 個人に支払う謝金は、源泉税を徴収し、外税として扱う。

(講師等の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する謝金の額は、以下のとおりとする。

ア 90分以内の講演・講義等の謝金は、5,000円（会員）、又は10,000円（非会員）とする。

イ 90分を超える講演・講義等の謝金は、10,000円（会員）、又は20,000円（非会員）とする。

- (2) 第2条第3号に規定する謝金の額は、主催者の判断に委ねるものとする。

- (3) 関連団体が主催し、本会が協賛又は後援するフォーラム等で、会員に発表又は座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間に応じて5,000円、又は10,000円とする。ただし、主催団体から支払われる場合は、支給しない。

- (4) その他の講師等の謝金については、前第1号及び第2号に準じる。

- (5) その他、謝金が都合により特定できない場合は、資産管理規程第8条により決裁する。

(非会員の謝金)

第5条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席1回につき20,000円以内とする。

- 2 旅費細則第7条により、旅費を支払うこととする。

(機関誌の執筆謝金)

第6条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。

- (2) 非会員に、論文、レビュー又は解説等の執筆を依頼した場合は、1件5,000円とする。

- (3) 非会員に、エッセイその他の記事の執筆を依頼した場合は、1件3,000円とする。

- (4) 前第2号及び第3号は、共同執筆であっても1件とする。

- (5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、資産管理規程第8条により決裁する。

(単行書の執筆謝金)

第7条 単行書の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員及び非会員ともに、1冊50,000円以内とする。

- (2) 共著の場合も、1冊50,000円以内とする。

- (3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、資産管理規程第8条により決裁する。

(源泉税納付の手続)

第8条 謝金の支払者は、支払額、支払を受ける者及びその住所を中央事務局に連絡し、中央事務局は、源泉税額を税務署に納付する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、謝金に関する内規は廃止する。